

## 広島市多元的環境アセスメント実施要綱に基づく技術指針(仮称)の策定について

### 1 経緯

本市では、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、平成16年に広島市多元的環境アセスメント実施要綱(以下「要綱」という。)を制定した。この要綱は、本市が実施する事業を対象に、事業計画段階における事業の位置・規模等に関する複数案について、環境に与える影響を調査、予測及び評価し、その内容について市民意見を聞く等の手続を定めている。また、当時要綱の対象事業である一般廃棄物最終処分場の設置が計画されていたため、当該事業に関する調査、予測及び評価の項目並びに手法を定めた技術指針(以下「要綱技術指針」という。)を策定した。

一方、国においては、平成23年4月に環境影響評価法を改正し、事業計画段階で環境に配慮すべき事項を検討する手続(配慮書手続)を導入した(施行日:平成25年4月1日)。また、調査、予測及び評価の項目並びに手法を定めた主務省令も改正され、配慮書手続に係る規定が追加された。(別紙1、2参照)

### 2 今後の本市の対応

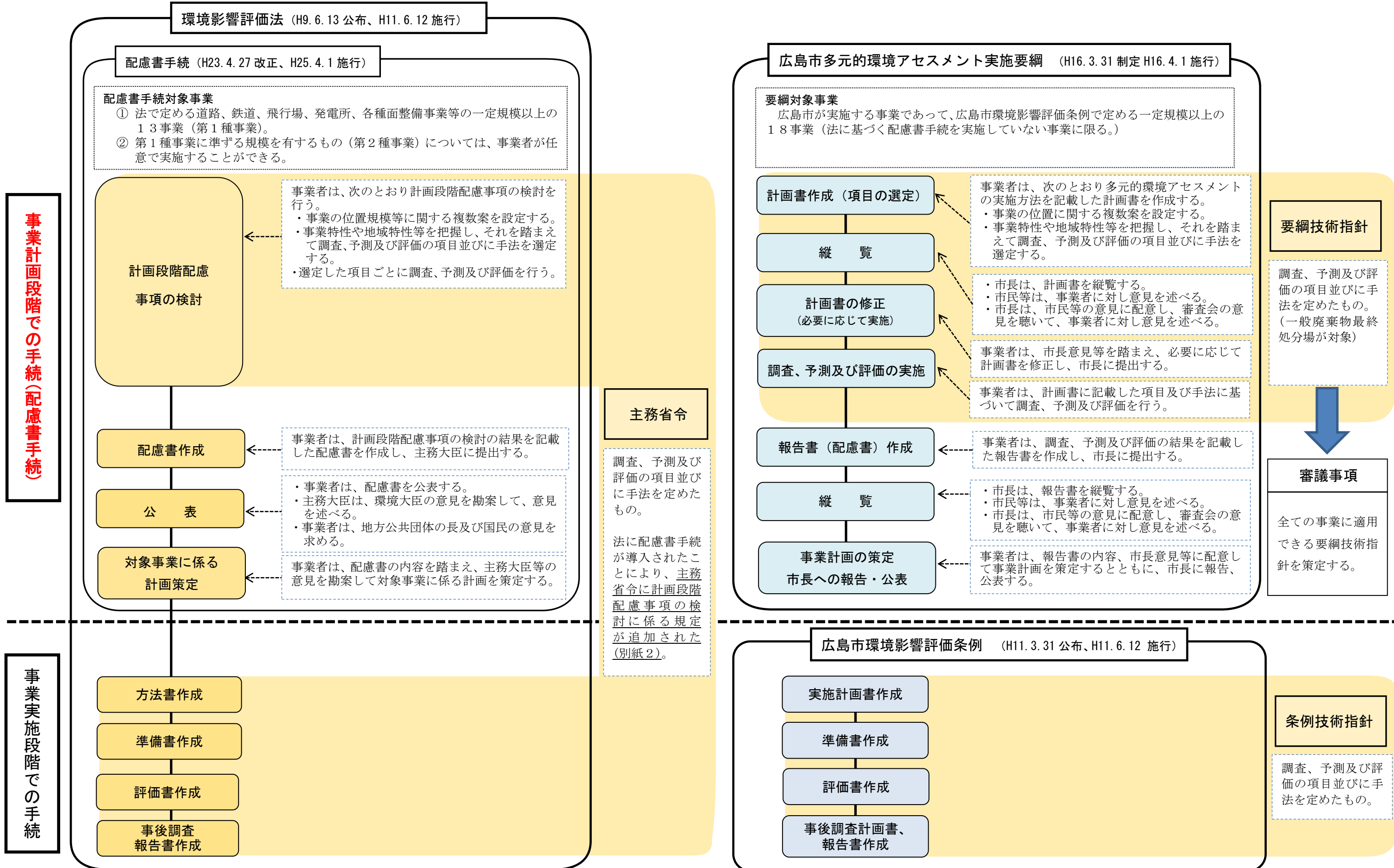
- (1) 配慮書手続の条例化については、これまで要綱に基づく手続の実施事例がないこと、全国的にも依然として実施事例が少ないことから、引き続き国及び他自治体での実施事例の蓄積に努め、問題点や課題について検討した上で判断することとしている。そのため、当面は現行の要綱に基づいて配慮書手続を行っていく。
- (2) 要綱技術指針については、今後新たな要綱対象施設の設置が計画されていることから、これに対応するため、条例に基づく技術指針と同様に全ての事業に適用できるものを策定する。

⇒(審議事項)

### 3 今後のスケジュール

- (1) 第1回審査会(平成27年1月30日)
  - 概要の説明
- (2) 第2回審査会(平成27年4月以降、条例に基づく技術指針の改正と同時開催)
  - 諮問
  - 要綱技術指針(案)の提示
- (3) 第3回審査会(条例に基づく技術指針の改正と同時開催)
  - 要綱技術指針(修正案)の中間報告
- (4) 第4回審査会
  - 答申

# 法と市要綱における事業計画段階での手続について



## 計画段階配慮事項の検討に係る主務省令の規定の概要

主務省令では、配慮書手続における調査、予測及び評価の項目並びに手法を合理的に選定するための指針を定めている。法対象事業の種類によって異なる内容もあるが、概ね次のとおりである。

## &lt;計画段階配慮事項の検討フロー&gt;

## &lt;主務省令の主な内容&gt;

